



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 安藤・間 (呼称:安藤ハザマ)  
代 表 者 名 代表取締役社長 野村 俊明  
(コード番号 1719 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 C S R 推 進 部 長 山 口 功 人  
( T E L . 0 3 - 6 2 3 4 - 3 6 0 6 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成 27 年 6 月 26 日に開催予定の平成 27 年 3 月期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 株主総会ならびに取締役会をより柔軟に運営できるよう、招集権者および議長を、現行の取締役会長から変更するため。
- (2) 社内外を問わず広く適任者を選任し、また取締役が期待される役割を十分発揮できる環境とすべく、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するため。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役会長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>前項の取締役</u> に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役会長</u> に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定められた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>前項の取締役</u> に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役または支配人その他使用人であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)  
定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上